

リフォームかし保険 概要説明書

リフォーム工事の注文者の皆様へ

リフォーム事業者は、保証の裏付けとしてリフォームかし保険に加入します。

本書面では保証の内容と、保証事故(保険事故)が発生した場合の注文者の直接請求の取扱いについてご説明します。

本書面は、保証と保険の内容のうち注文者の皆様にかかわる事項を説明するものです。詳細は必要に応じて重要事項説明書や約款集で確認してください。

1. リフォームかし保険の概要

リフォーム事業者が加入する保険の概要についてご案内します。

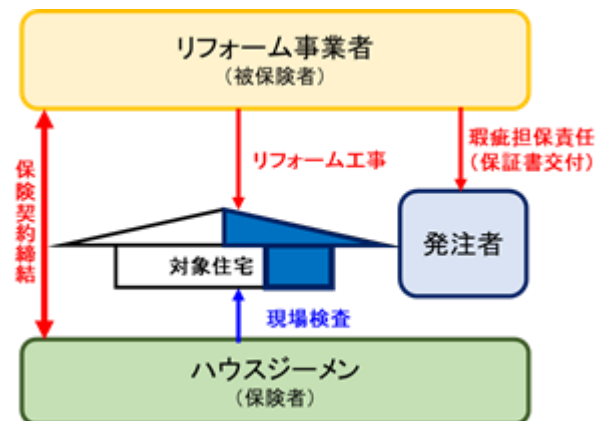
(1) 商品の名称

リフォームかし保険

(住宅リフォーム瑕疵担保責任保険の略称です)

(2) 保険契約の概要

リフォーム工事を行い、注文者に対して保証を提供するリフォーム事業者が加入する保険です。



(3) 保険金をお支払いする場合(保険事故)

住宅に次の事象が生じた場合(保険事故)に、修補等に必要となる費用を対象に保険金を支払います。

工事の瑕疵(民法における契約不適合の状態)を原因として

- 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合
- 雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合
- 上記のほか、工事の実施部分が社会通念上必要とされる性能を満たさない場合

(注) オプションで同時に行う増築工事の瑕疵を保険事故に追加できます。(③の事象は対象外)

(4) 保険の対象となるリフォーム工事

対象となる工事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋根や外壁の再塗装、改築工事、耐震改修工事、外壁材や防水紙の交換 ○ 内装リフォーム ○ トイレや風呂、キッチン等の設備リフォーム
対象とならない工事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家具の修理や組立 ○ 外構工事(外塀や、門扉等の工事) ○ 基礎の新設を伴う工事(特約を付帯する場合に限り対象)

(5) 保険の対象となる構造耐力上主要な部分等

構造耐力上主要な部分	基礎、壁、柱、小屋組、筋交い、床版、梁等の住宅の自重や積載荷重、外部からの圧力や地震等の振動を支える部分
雨水の浸入を防止する部分	○ 屋根と外壁、屋根と外壁の開口部にある戸や枠、建具 ○ 雨水用の排水管のうち屋内等にある部分

2. リフォーム事業者が提供する保証の内容

リフォーム事業者が提供する保証の内容について説明します。

「保証限度額」、「保証期間」、「免責事由」は保険の「支払限度額」、「保険期間」、「免責事由」と同内容です。

(1) 保証の内容(保険付保証明書に記載された保険期間が保証期間となります)

住宅に次の事象(保証事故)が発生した場合に修補等を行います。

保証事故	保証期間
工事の瑕疵(民法における契約不適合の状態)を原因として ○ 住宅が傾いたり歪みが生じたりした場合構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 ○ 雨漏れが発生した場合雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合	5 年間 保険付保証明書に記載された保険期間が保証期間です
○ 上記のほか、 工事の実施部分が社会通念上必要とされる性能を満たさない場合	1 年間 または 2 年間

(注) オプションで同時に行う増築工事の瑕疵を保険事故に追加できます。(増築部分の保証期間は10年間で③の事象は対象外)

ご注意	注文者が保険金の請求できるのは、後述の直接請求ができる場合に限りです。 保証事故を発見した場合には、まず保証者であるリフォーム事業者に連絡してください。
------------	---

(2) 保証限度額

100 万円から 100 万円単位で上限 1000 万円 (請負金額以上で保証者が選択する金額です)	保険付保証明書に記載された保険金額が保証限度額です。
--	----------------------------

※2 増築工事の瑕疵を保険事故に追加した場合、当該部分の保証限度額は上記と別建てで 2000 万円となります。

(3) 主な免責事由(保証の対象とならない主な場合)

次の損害は保証の対象にはなりません。

○ 外来の事由等により生じた損害

外来の事由	○ 洪水、台風、暴風、暴風雨、つつ巻、豪雨等の自然災害 ○ 火災、落雷、爆発等の外来の事由
経年劣化等	○ 虫食いまたはねずみ食い、住宅の性質による結露 ○ 住宅の自然の消耗(経年劣化)、さび、かび、変色等の事象
不適切な維持管理	○ 住宅の著しく不適正な使用や維持管理

○ 保険の対象とならない損害

住宅以外の家財の毀損等	○住宅以外の家財等が壊れたことによる損害 ○住宅や家財が使用できなかったことによる損害
塗装の色むら等	○ 建築材料や内外装、塗料等の色、色調または柄の選択 ○ 塗装仕上面の色むらや濃淡
期待した性能の不発揮	○ 防音性能や断熱性能が達成できない場合 ○ その他の注文者が意図した性能が発揮できない場合

○ 事業者が責任を負わない瑕疵に起因する損害等

注文者に起因する瑕疵	不相当と指摘を受けたうえで注文者が採用した設計施工や資材の瑕疵
検査適合後の工事の瑕疵	現場検査の適合後に行われた工事(保証事故の修補を含む)の瑕疵

3. 注文者による直接請求の取扱い

リフォームかし保険では、一定の要件を満たす場合に注文者が保険金を請求できます(直接請求)。

(1) 直接請求ができる場合

次のいずれかの場合は保証の範囲内で注文者が保険金を請求できます。

- 保証事故の発生時にリフォーム事業者が倒産している場合
- 保証事故の発生後、相当の期間を経過してもリフォーム事業者が修補等を行わない場合

この場合の「支払限度額」や「保険期間」、「免責事由」は2の「保証限度額」、「保証期間」、「免責事由」と同内容です。

(2) 保険金の支払対象となる損害の範囲と1事故あたりの限度額等

区分	内容	限度額
修補費用	原状復帰に要する直接修補費用	
調査費用	事故の発生部位や修補範囲・方法を特定するための調査費用	修補金額の10%(最低10万円) で上限金額50万円
仮住まい転居費用	住宅の居住者が補修のために余儀なくされた仮住まいに必要な費用	50万円

(3) 免責金額(請求者負担額)

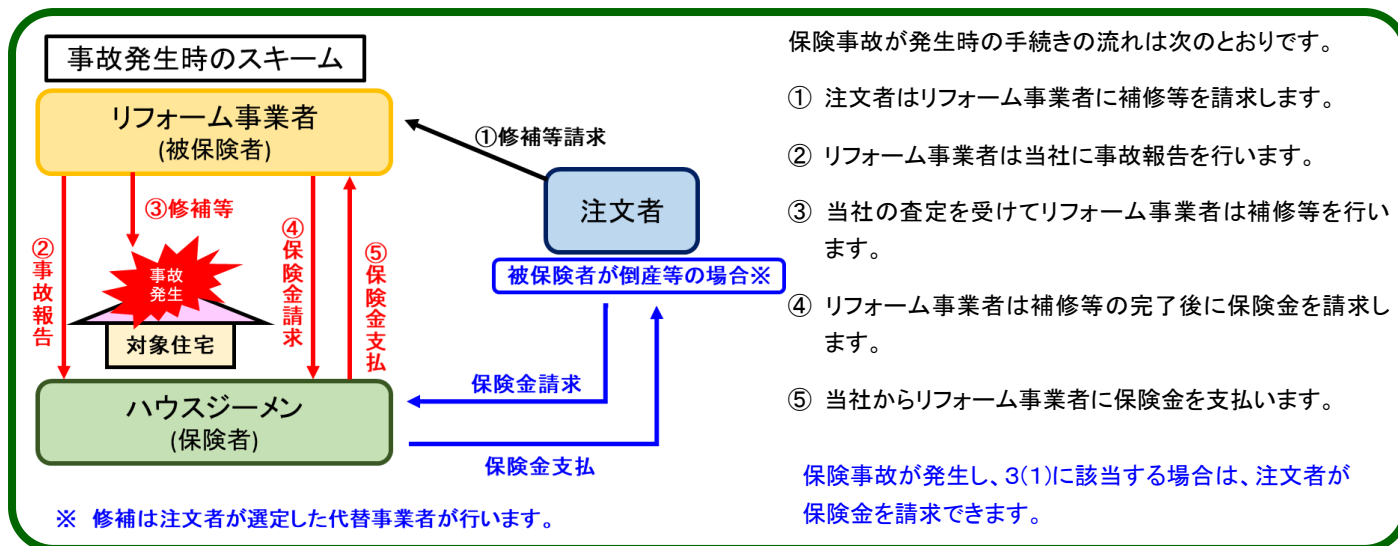
免責金額は10万円、請求者である注文者の負担となります。

(4) 故意・重過失損害の取扱い

故意や重過失を原因とする保険事故は免責事由に該当しますが、直接請求では保険金が支払われます。ただし、注文者に故意や重過失があった場合等の例外があります。

(5) 保険協会審査会への審査の請求について

当社の査定結果を受け入れられない場合は、直接請求を行った注文者は(一社)住宅瑕疵担保責任保険協会に査定結果に対する審査を請求できます。(TEL:03-3580-0338、受付時間:平日 9:00~17:00)



4. その他の取扱い

(1) 個人情報の取扱い

当社の営む業務の実施やサービス(関連会社等が取り扱う商品およびサービスを含む)の案内等を目的に利用します。

当社は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しません。

- ・法令に基づく場合や、人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- ・当社グループ会社との間で共同利用を行う場合
- ・利用目的の達成に必要な範囲内で業務委託先や再保険引受先等に提供する場合 など

詳細については、当社ホームページ(<http://www.house-gmen.com>)をご参照ください。

プライバシーポリシーは右のQRコードから確認いただけます。



(2) 保険事故発生時の写真の利用

当社は、保険金請求手続きで取得した事故発生部位等の写真を、事故の削減を目的とした資料の作成などのために利用する場合があります。この場合、当社は関係者や住宅が第三者から特定できない方法で写真を利用します。

(3) この保険契約に関する各種のお問合せ窓口

窓口	電話	受付時間
受付センター(お問合せ全般・保険事故の受付)	03-5408-8486	平日 9:00~17:00
お客様相談室(ご相談、苦情)	03-5408-6088	
夜間休日受付窓口 (お客様相談および保険事故の一報受付)	0120-516-335	平日 18:00~翌朝 9:00 土日祝日 24 時間

株式会社 ハウスジーン

国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

国土交通大臣登録 住宅性能評価機関

住宅金融支援機構 適合証明検査機関

〒105-0003

東京都港区西新橋 3-7-1 ランディック第2 新橋ビル

©2020 株式会社ハウスジーン

P201214-020(11)